

♣グリーン電力出資金出資者
♣グリーンコープでんき利用者 の皆様

グリーンコープでんき通信 VOL.66

2024年8月26日発行

一般社団法人グリーンコープでんき



日本卸電力取引所での電力市場価格高騰と スタートから4カ月を経過した『容量市場』に思うこと

グリーンコープでんきでは2024年度からスタートする容量拠出金制度によって負担する容量拠出金(7千3百48万円)を、グリーンコープでんきをご利用されている皆さんにも、新たに「容量拠出負担金」としてご負担いただく旨を本年当初にご案内し、4月のご請求分から電気料金の一部としてお支払いいただいています。

この容量市場制度は、小売事業者、ひいては電気利用者に新たに金銭的な負担を課すものですが、導入目的どおりに機能すれば、小売業者にとっても、電気の利用者にとってもメリットのあるものだと理解していました。国は、この容量市場制度のメリットとして、以下のように説明しています。

～容量市場をつくることのメリットのひとつは、前述したように、再エネの調整力として必要な電源を確保しておくことで、出力の不安定な再エネを支え、再エネの主力電源化に役立てることにあります。また、小売電気事業者にとっては、発電所をもたなくても電力を調達しやすくなること、事業環境を安定化させられることも利点です。2021年1月、日本国内で電力需給がひっ迫し、卸電力取引市場で高値が続くという事象が発生しました。また国外では、米国テキサス州で2021年2月、記録的な大寒波による電力の供給不足によって大規模な停電が発生し、それにとまなう卸市場価格の急激な上昇がありました。このような状況も起きるなかで、容量市場の創設は、将来の電力供給の安定化を目指すことも目的としているのです。電力の安定供給は、消費者にとっても大きなメリットと言えます。

抜粋:【資源エネルギー庁 2021-06-29 くわしく知りたい! 4年後の未来の電力を取引する「容量市場」】

国の言う「将来の電力供給の安定化」がメリットのひとつであるならば、日本電力卸取引所の電力価格(スポット価格)も安定するとみるのが通常だと思いますが、スポット価格は4月から7月のいずれの月でも2023年度と比較して高値をつけています。日本は(化石)燃料をほぼ100%輸入に頼っていることから、2023年度と比較して液化天然ガスの価格上昇が原因?と思いましたが、昨年同時期と比較してほぼ変動はありません。※影響があるとすれば10円程の前年差である円安です。

以下は、23年度と24年度の電力市場価格(スポット価格)の48コマの平均値比較です。7月後半からスポット価格は高値をつけることが多くなっており、8月は高値を維持することになりそうです。

	4月	5月	6月	7月
23年度	8.56円	8.65円	8.48円	10.13円
24年度	9.44円	9.62円	10.92円	14.15円

※システムプライス(全国平均値)です

多くの新電力では容量拠出金の負担を顧客に求めています。大手電力会社の小売部門では、容量拠出金を電気料金に転嫁していません。そもそも、容量市場は発電設備の固定費をカバーするための制度ですが、例えば、発電事業者と小売事業者が相対契約をしている場合、小売事業者は固定費に相当する料金を容量拠出金として納めているため、この発電事業者が容量確保金を受け取ってしまうと、固定費を二重取りすることになり、制度の趣旨にも反することになります。

このため、資源エネルギー庁は、容量市場で落札した電源については、既存の相対契約の見直しを実施するよう求めているようですが、なかなかそうはなっていないのが実態のようです。日本の発電設備の約80%をJパワー・JERAも含んだ大手電力発電部門が保有しています。そのため、容量拠出金の多くを大手電力会社が得ることになっています。

国には大手電力会社だけが利するのではなく、多くの新電力や容量拠出金を負担している電気利用者が容量市場のメリットを享受できるように制度を運営する責任があると思います。

賠償負担金・廃炉円滑化負担金の託送料金上乗せ問題から見えてくるのは 国や大手電力会社の圧制・横暴、理屈に合わないことばかり…

～裁判の準備書面に書いてこなかった問題を紐解きます～

グリーンコープが「託送料金訴訟」で問うているのは、ただ単に二つの負担金を託送料金の仕組みを利用して全ての電気利用者から徴収することへの異議だけでなく、それをとおして、電力自由化の下ではあってはならない競争の効率化の阻害や原子力事業者だけを優遇するような不公平など、法律ではなく経済産業大臣の命令で決めるという一方的で非民主的なやり方に対して、「おかしい」と問いかけています。

第一審の第1回から第9回の審理、そして控訴審第4回期日まで一貫して「法の委任に基づいていないこと」「法の委任を超えていること」「二つの負担金は公益的費用ではないこと」「執行命令ではないこと」など絞り込んだ主張を行ってきました。

今号は、これまでの準備書面で主張してこなかった問題に焦点を当てて紹介します。

□ 原判決の誤りを追及する

II. 「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではない」が誤りであることについて

電力自由化後は電力料金が競争的市場で決定されるという経済論から、「電気料金は基本的に同一であるので、原子力発電事業者から電気の供給を受けた需要家のみが全てを負担するわけではなく、不公平は生じない」「原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家なるものが想定できない」ことから間違いであると主張しました。この主張をさらに法律論として追及してみます。

- ① そもそも「原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家が負担する」という前提はない。
- ② 賠償負担金について言えば、2011年の東京電力福島第一原発事故を受けて作られた原子力損害賠償廃炉等支援機構法という法律で、旧一般電気事業者に支払義務が課される一般負担金として定められた。もちろん、これは電気事業法18条1項に基づくものではない。
- ③ ところが「一般負担金の過去分」とされる賠償負担金は、2016年の電力小売全面自由化以後に事業を始めた「小売電気事業者」には「本件施行規則45条の21の2及び規則45条の21の5^{※1}」で支払義務が課されることになった。
- ④ この支払い義務は、電気事業法に基づくものでも原子力損害賠償廃炉等支援機構法に基づくものでもない。すなわち電力自由化後に事業を始めた小売電気事業者に賠償負担金を支払わせることを定める法律は存在しない。あるのは本件施行規則45条の21の2及び規則45条の21の5^{※1}だけだ。
- ⑤ さらに一般負担金の支払義務が一般電気事業者に課されることになった法制定過程で、次の2つが国会議論された。

① 東京電力は将来その他の一般電気事業者（原子力発電事業者）にその負担を返すことが想定されている。つまり、東京電力以外の一般

電気事業者の支払義務ないし負担義務は恒久的とは認識されていなかった。

- ② 一般電気事業者が支払う一般負担金相当額を電気料金に含めるか否かについては、「それを安易に料金に含めて需要家に負担させることは極力避けるべきである」とされた。つまり、一般負担金は需要家が負担するものと認識されていなかった。現実には、中国電力と北陸電力の2社はこれを料金に含めず自社のコストとしていた。

以上のことから、「原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家が賠償負担金を負担する」という前提がなかったことが分かる。

- ⑥ こうしてみると原判決の誤りが法律論としてもあらためて分かる。原判決の「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではない」は、電力自由化という社会経済システム論からも法律論からも、二重三重に誤った判示ということが分かる。と言える。

II. 原判決「一般送配電事業者は、本件算定規則4条2項^{※2}に適合する料金を定めた託送供給等約款に従って、電気の供給を受ける者から賠償負担金相当金等を回収することとなること、本件施行規則45条の21の2及び規則45条の21の5に、原子力発電事業者・一般送配電事業者間、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係が存在することを前提として、原子力発電事業者が賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で広く全ての需要家から回収するための一連の手続きを規定したものであり、法の規定（強いていえば、本件算定規則4条2項に係る法の委任規定等である法18条1項、同条3項等）を実施するものである」の誤りについて

上記判決の「広く全ての需要家から回収するための手続きを規定したもの」については誤りを主張している。加えて、「広く全ての需要家から公平に回収する」の前提には「需要家から回収する」とする判断が

※1. 一般送配電事業者は経済産業大臣の通知に従い、賠償負担金と廃炉円滑化負担金をその接続供給相手方（小売電気事業者）から回収しなければならない。

※2. 一般送配電事業者は、営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。

されているが、実はその前提がなく、そうした「前提」というものはいずれも本件算定規則4条2項と本件施行規則45条の21の2及び規則45条の21の5が作り出したものにすぎない。

以上、述べてきたことから分かるように、本件施行規則45条の21の2及び規則45条の21の5と同時に経済産業大臣が決めた本件算定規則4条2項が「違法」「違憲」であるのは当然である。

□ 電力自由化下での競争による効率化の阻害と原子力事業者優遇による不公平

I. 2020年の電力自由化(送配電の分離)の後に、一般電気事業者グループ内で、送配電事業者情報が小売業者に漏洩ないし不正閲覧されたことがある。これは公器である送配電事業者の公正中立を疑わせる不祥事として社会的に明らかにされた。これについて、電力ガス取引監視委員会は罰則強化の検討を行ない、経済産業省から一般電気事業者各社に法令遵守の行政指導がされている。

II. 電力自由化の下では、公器である送配電事業者の事業は徹底的に公正中立でなければならないということである。下記3点は、2つ負担金の託送料金上乗せに関連して不公正が判明した事例。

① 自社の電気料金を引き下げた！

2020年9月に本件託送供給約款が認可、10月から執行されたことに伴い、廃炉円滑化負担金を関西電力送配電が小売電気事業者から回収することになった。それによって、これまで自社の電気料金の原価としてきたその相当分費用がなくなることをもって、関西電力(発電及び小売)は電気料金を引き下げると発表・実施した。他の一般電気事業者5社が同じことを実施した。これは明らかに、本件施策によって、自社の小売事業を有利にした不公正な事例である。

② 賠償負担金回収分の一般負担金額を減額！

2020年10月から一般電気事業者グループの送配電会社によって全国の電気小売事業者から回収され、各原子力発電事業者に引き渡される。2020年度分は10月から下半期分(決定された年額の半分)として一般負担金に含められて原子力損害賠償廃炉等支援機構に納入された。翌2021年度は年間通して初年の倍額が回収された。そうしたところ、2021年度の一般負担金額は賠償負担金増額分がそのまま一般電気事業者から納入された。つまり一般電気事業者は負担すべき一般負担金額を減額したということになる。一般負担金額は、経済産業省管轄である原子力損害賠償廃炉等支援機構が一般電気事業者(発電)の経営を参考に決めている。この決定に対し、会計検査院が、こうした一般電気事業者の負担減を国民に説明すべきと指摘した。それにもかかわらず、以降も同機構はこれを改めず説明もしていない。

③ 15基の廃炉、さらに30基もの廃炉費用に関する丁寧な説明がなく、ブラックボックス

廃炉円滑化負担金は、廃炉会計制度に基づいて安全基準の強化等の理由のため規定より早く廃炉

を決定した原発の廃炉費用について、本来電気料金で回収することになっていたものが実際には回収できなくなることを避けるために行うもの。

これは、「原子力特定資産簿価」「原子力廃止関連仮勘定」「原子力発電施設解体引当金」という3つの項目から算定されている。たとえば、2020年7月に九州電力が経済産業省に申請して認可されたものは、玄海原発1号機と同2号機の2機分「原子力特定資産簿価102億4766万7693円」「原子力廃止関連仮勘定429億1567万5598円」「原子力発電施設解体引当金66億596万2255円」だった。

ところが、九州電力は廃炉費用として1989(昭和64)年より原子力発電施設解体費を電気料金に含めて需要家より回収してきた。その間、一貫して「廃炉費用は、原子力発電施設解体費であり、その積立額はいくらで、積立不足はいくらである」と社会的に発表していた。ところが2020年7月から9月にかけて蓋を開けると、原子力発電施設解体金ではない他の「原子力特定資産簿価・原子力廃止関連仮勘定」の2項目額が圧倒的に多かった。こうしたおかしな説明がずっとされてきたという指摘を、九州電力は認めている。

これまで電気料金としてそれを負担してきた需要家への説明と違うものが「広く全ての需要家が公平に負担せねばならない」費用とされることはいかにも不合理である。そして、現在回収されている廃炉円滑化負担金総額1535億5185万6000円は、2020年に申請された全国15機の廃炉機対象にすぎない。残る30数機の廃炉については全く白紙の状態である。しかもこの算定方法や基準は国からも旧一般電気事業者からも教えてもらえず、ブラックボックスである。

□ 会計学の見地から

会計学者による「鑑定意見書」が「費用項目は、会計上の原価であること、すなわち『原価計算基準』の規定する原価の要件を満たす必要がある。『原価計算基準』は、一般に公正妥当と認められる原価計算の実践規範であり、関係諸法令との調整の上に設定された制度であるため、拘束力を有するとともに規範性も有する」とするのは、上記のような社会的な不公正を引き起こさせないためなのである。国が送配電事業の費用である託送料金に原子力発電事業に係る賠償負担金と廃炉円滑化負担金を含めたという誤りをまず正さないと、依然として独占に近い状態で先述のような不祥事を繰り返す旧一般電気事業者(法的には発電・小売・送配電が分離されたが、資本所有は以前のままであり、結局は公器である送配電事業がきちんと分離されていない)が自らを正すことは遠くなる。その結果は、国民からの電気事業への信頼を損ない、「電力自由化」という看板を疑わせるものとなるのは間違いない。(了)



■グリーンコープでんき

7月にグリーンコープでんきを供給した契約件数は、グリーンコープ事業所、組員契約件数、グリーンコープ商品のお取引先も含め下表のとおりです。

《 24年7月26日現在の単協別実績 》

生協名	GC事業所 契約件数	組員 契約件数	契約容量 (kW)
GCしがまる生協	2	1	15
GC生協おおさか	8	58	295
GC生協ひょうご	7	34	164
GC生協とっとり	3	52	247
GC生協(島根)	1	109	470
GC生協おかやま	5	203	865
GC生協ひろしま	9	248	1,097
GCやまぐち生協	5	469	2,002
GC生協ふくおか	97	1,950	8,688
GC生協さが	18	122	751
GC生協(長崎)	14	228	1,203
GC生協くまもと	35	540	2,825
GC生協おおいた	15	310	1,371
GC生協みやざき	3	160	631
GCかごしま生協	12	215	999
単協計	232	4,698	21,608
グリーンコープでんき(低圧)	72		572
グリーンコープでんき(高圧)	69		4,795
総合計	373	4,698	26,975

■7月の電源構成

【関西電力エリア】	
ながわ小水力発電所	96.9%
三峰川第一・第二発電所	2.2%
卒FIT太陽光発電	0.9%
【中国電力エリア】	
敦賀グリーンパワー	84.8%
土師ダム管理用小水力発電所	11.1%
卒FIT太陽光発電	4.0%
【九州電力エリア】	
敦賀グリーンパワー	73.9%
古賀清掃工場	24.3%
卒FIT太陽光発電	1.7%

※中国電力・九州電力エリアはファミリープラン・オフィスプラン・低圧(動力)の電源構成です。
 ※グリーンコープでんきのファミリープラン・オフィスプラン・低圧(動力)はその電源となる発電所を特定しています。
 ※グリーンコープでんきのファミリープラン・オフィスプラン・低圧(動力)電源には原発由来の電気は一切含まれていません。

本年6月21日の岸田内閣総理大臣記者会見において、「酷暑乗り切り緊急支援」として、令和6年8月、9月及び10月の3か月における使用分について、電気・ガス料金補助を行う旨の発表がありました。これを受け、資源エネルギー庁より届いた補助に関する協力依頼通知により、ご使用1キロワットあたり8月、9月の使用分は低圧4.0円・高圧2.0円、10月の使用分は低圧2.5円・高圧1.3円の値引きを実施いたします。

■市民発電所

《 2024年6月7月の発電・売電出力制御実績 》

発電所	出力(kW)	発電量(kWh)	売電額(円)	出力制御
神在太陽光発電所	1,057	249,180	9,967,200	0
平池水上太陽光発電所	1,260	259,701	9,349,232	0
深年太陽光発電所	1,550	327,814	11,801,307	0
若宮物流センター	47	10,685	384,659	—
広島物流センター	47	9,721	349,955	—
やまぐち西部地域本部	54	81,130,597	352,627	—
グリーン未来ソーラー(10箇所)	244	78,967	1,658,298	0
合計	4,259	82,066,665	33,863,278	

- ・神在太陽光発電所・深年太陽光発電所・グリーン未来ソーラーでは、代理制御による出力制御時間(回数)を含みます。
- ・若宮物流センター・広島物流センター・山口西部地域本部の本来制御は他オンライン発電所で代理制御されています。

グリーンコープでんき 市民発電所の2023年度との実績比

- ・発電量 23年6月7月実績比 106.0% (55,394kWh)
- ・売電額 23年6月7月実績比 104.5% (1,470,454円)

■グリーン電力出資金

- ・2024年度期首は2023年度期首比で、出資人数・出資件数・出資受付額の全てが伸長しました。
- ・皆さんから出資いただいたグリーン電力出資金の総額(実際に振り込まれた額)は、10億3千9百54万円になっています。
- ・出資目標額(積立目標額)は、2024年3月26日現在で、11億1百14万円になっています。

生協名	申込人数	申込件数	出資目標額
しがまる生協	3	3	570,000
GC生協おおさか	171	201	14,650,000
GC生協ひょうご	86	98	6,490,000
GC生協とっとり	122	138	11,750,000
GC生協(島根)	229	242	11,730,000
GC生協おかやま	158	179	14,630,000
GC生協ひろしま	628	778	83,507,000
GCやまぐち生協	531	630	39,650,000
GC生協ふくおか	4,999	5,942	512,588,000
GC生協さが	296	344	44,375,000
GC生協(長崎)	563	643	56,599,000
GC生協くまもと	1,443	1,783	133,776,000
GC生協おおいた	766	879	69,314,000
GC生協みやざき	261	305	25,090,000
GCかごしま生協	657	775	76,421,000
合計	10,913	12,940	1,101,140,000

- ・グリーン電力出資金は、市民発電所の建設費や発電事業立ち上げのための資金(社債)に充てられています。
- ・2024年5月次支出総額は8億4千7百4万円で、残高は1億7千7百84万円となっています。
- ・市民発電所の建設は継続して調査や検討をすすめています。

これまで出資いただいた金額	1,039,546,500
これまで支出した事業と金額	847,047,009
神在太陽光発電所、平池水上太陽光発電所、深年太陽光発電所、若宮物流センター、広島物流センター、やまぐち西部地域本部、グリーン未来ソーラー発電所(10)、豊浦太陽光発電所、馬洗瀬小水力発電所、杖立温泉熱バイナリー発電所、ながわ小水力発電所、霧島太陽光発電所、熊本菊池太陽光発電所、オンサイトPPA太陽光発電所(5)	
グリーン電力出資金の残高	192,499,491